

## 【趣旨】

この事業は、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるように、事業者の協力により実施するものです。

日ごろの活動の中で、高齢者の異変に気づいた場合、その高齢者に対して必要な支援が図られるよう見守りやお声かけをしていただくことです。

緊急性が高い場合は、救急車の要請や警察への通報などの対応が必要になることも考えられますが、心配な様子を感じられるときなどの連絡・相談は、お近くの「地域包括支援センター」又は「市」につないでいただきます。

## 【依頼する内容】

### (1) 連絡と通報

高齢者宅の新聞や郵便が数日分たまっている等の異変に気づいた場合に、担当する圏域の「地域包括支援センター」又は「市」に連絡します。

ただし、明らかに緊急性がある場合は消防本部又は警察署へ通報します。

また、状況によっては近所の方に相談するなど状況に応じた対応をお願いします。

### 《想定される異変の内容》

- ・新聞や郵便物が新聞受け等に数日分たまっている。
- ・洗濯物がずっと干したままであり、雨が降っているのに取り込まないままとなっている。
- ・家の中で横たわったままの状態が動かない。
- ・玄関で声をかけたのに、対応ができない。
- ・いつもと違う状態である。
- ・気候に合わない服装で、ちぐはぐな姿で目的もなく歩いている。
- ・不審な人がうろうろしている。又は、頻繁にある。
- ・顔などに不自然なあざが見られる。(虐待が疑われる。)
- ・悪徳業者の被害にあっているようだ。
- ・最近顔色が悪く、ひどくやせてきたような気がする。
- ・家の周りにゴミが出し放しである。

### 《連絡の時間帯》

原則として、お近くの「地域包括支援センター」の開所時間内。

(市役所は、平日の時間外、土日は、代表番号へおかけください。警備員室につながります。)

## 《連絡方法》

原則として、別紙の連絡内容確認表に沿って、電話で連絡するものとします。

連絡後は、市（地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 FAX 番号 054-221-1577）まで確認表を送付してください。

### （２）対象となる方

事業者の皆さんが日常の業務の中で把握しているひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の高齢者が対象です。

### （３）連絡後の対応

- ①「地域包括支援センター」又は「市」が、訪問等により状況を確認します。  
必要に応じて民生委員等関係者からも情報を収集します。
- ②「地域包括支援センター」又は「市」は、確認結果に応じた必要な支援を検討します。
- ③「地域包括支援センター」又は「市」から通報者に対して確認結果を報告します。ただし、個人情報保護の観点から詳細についての報告ができない場合もあります。